

6. 15 登山者全国集会に結集しよう

2007年5月17日

日本勤労者山岳連盟
理事会

全国の地方連盟と会員のみなさん

2006年4月に施行された新保険業法の不当な規制から、労山遭難対策基金の適用除外を求めて、これまでわたしたちは他の自主共済団体とともに果敢にたたかってきた。金融庁との直接交渉も含め、署名活動や国会への要請活動そして新聞やテレビなどマスコミを使った世論喚起等、さまざまな手段を通じて労山遭難対策基金や広範な自主共済の適用除外のたたかいを展開してきた。金融庁は労山との数度にわたる直接交渉に応じたが、依然として労山遭難対策基金の法からの適用除外を認めるには至っていない。それは他の共済団体も同様で、金融庁は自主共済の新たな適用除外を頑なに拒絶する姿勢を示し続けている。

労山が窓口団体を務める自主共済の共闘組織「共済の今日と未来を考える懇話会」は現在、国会での超党派の議員立法による適用除外の実現をめざし、ここ数か月は国会各党派および各議員に精力的な働きかけを続けてきた。4月24日には衆議院の委員会質疑で自民党と民主党の議員が自主共済の適用除外を求めて政府を迫及し、翌25日には懇話会の国会議員懇談会が議員会館で開催され、与野党26名の議員と議員秘書が参加し、自主共済の議員立法への理解と協力を示してくれた。また民主党は馬淵澄夫議員を中心に、懇話会とは別ではあるが、自主共済の適用除外の独自の議員立法を準備している。

自主共済のたたかいはこれからがヤマ場

新保険業法の施行以降、依然として多くの自主共済が存続の危機に立たされ、また廃業を決めたところも少なくない。しかし一方でわたしたち懇話会のたたかいは、自主共済の多くの組織の要求を代表し、それらの苦難を打開する役割を担っている。国会での議員立法は現実的に国会に上程される段階まで近づいたが、国会の本会議でこれらが多数の議員の賛成を得て成立するためには、まだ相当の努力が必要である。この通常国会の会期は6月23日であり、残りの法案審議を考慮すればこの会期中にわたしたちの議員立法が上程できるかどうかは微妙である。それができない場合は夏の参院議員選挙をはさんでの、秋の臨時国会にずれ込むことになる。それがどちらになろうと、今ここで新保険業法の不当さと自主共済のたたかいを世間や国会に強烈にアピールする意味は極めて大きい。

登山団体らしいたたかいをやろう

このたたかいの成否によっては、今後の労山活動は大きな困難に陥ることも予想される。それらへの対応も準備しつつ、しかし今は労山の総力をあげてこの新保険業法へのNOの意志を強く国や社会にアピールしていきたい。労山遭難対策基金は労山が先輩たちの苦闘で産み出した貴重な組織の財産であり、これからも守るべきものである。労山結成以来の危機ではあるが、未来に確信を持ちこの6月15日の全国登山者集会を「登山者一揆」の壮大なたたかいとして、登山者と労山会員としての心根と誇りのすべてを挙げてたたかいていこうではないか。